

第 7 次宮城県地域医療計画（在宅医療）中間見直しについて（概要）

1 第 7 次宮城県地域医療計画について

現行の第 7 次宮城県地域医療計画は平成 30（2018）年から令和 5 年（2022）年までの 6 箇年計画として始まり、中間年となる令和 2（2020）年度末に見直しを行うこととされている。

なお、今後の流れについては、懇談会において検討された事項を反映させた中間見直し案を医療審議会へ諮問し、パブリックコメントや関係機関への意見照会を経て、令和 4 年 4 月 1 日に施行予定である。

2 見直しの方向性について

国が示す方向性を参考に、本県の現状等を考慮し見直しの実施項目を設定した。また、下記の他に、指標における現況値を最新値に更新した。

	国が示す方向性	県の見直し実施項目（案）
1	「訪問診療を実施する診療所・病院数に関する数値目標」の設定。	現行計画で設定済みだが、現況及び他の目標指標の状況を踏まえて修正を行う。
2	訪問診療の需要に加えて、今後必要となる需要（＝追加的需要）を、医療計画、介護保険事業計画における見込み量で按分の上、第 7 次医療計画に反映。	現行計画に反映済みだが、より実態に即したデータ（KDB データ）を基に精査し、第 7 次医療計画中間見直し案（将来需要、数値目標）に反映。
3	在宅歯科医療にかかる指標例の追加。	在宅歯科医療においては、実態調査や現状分析が未実施のため、歯科医療に係る計画の見直しと併せて、第 8 次計画に向けた情報収集・分析に努める。
4	小児在宅医療にかかる指標例の追加。	小児在宅医療においては、実態調査や現状分析が未実施のため、小児医療に係る計画の見直しと併せて、第 8 次計画に向けた情報収集・分析に努める。

※平成 31 年 1 月 29 日付け厚生労働省医政局地域医療計画課長通知「在宅医療の充実にに向けた取組の進め方について」一部抜粋

※令和 2 年 3 月 31 日付け医療計画の見直し等に関する検討会資料「第 7 次医療計画の中間見直し等に関する意見のとりまとめ」一部抜粋

3 見直し（案）について

(1) 現況値の更新 P 1～4

- ・更新した数値は資料3 および資料5 のとおり。
- ・更新した結果、一部減少傾向にある指標がみられた。

(2) 訪問診療の将来需要の見直し P 6

① 訪問診療の将来需要について

- ・将来需要＝「訪問診療の需要（推計済）」＋「今後必要となる需要（＝追加的需要）」
- ・国から示された追加的需要は、介護施設分と在宅医療分等との合計値であり、統計データを基に按分し、在宅医療分等の値を算定する必要がある。
- ※「訪問診療の需要」については、資料5 P 2の1（2）のとおり

② 見直した結果について

- ・見直し後の数値は資料5 P 6【図表5－2－11－12】のとおり。
- ・見直した結果、将来需要が若干増加（+38）

【現行】	将来需要（12,545）＝訪問診療の需要（12,255） ＋追加的需要（在宅医療分等）（290）
【今回】	将来需要（12,583）＝訪問診療の需要（12,255） ＋追加的需要（在宅医療分等）（328）

（参考）按分方法比較表

策定期期	現行	今回（中間見直し）
使用データ	病床機能報告 （療養病床を退院した患者の退院先データ）	KDBデータ （各市町村における療養病床を退院した者の訪問診療や介護サービス利用状況）
データの特徴	・二次医療圏単位 ・把握できるデータは退院療養病床からの退院先（施設又は在宅医療の2ヶ所）のみ	・市町村単位の集計可能 ・退院後の利用サービス毎の利用量を把握できる
介護・医療の按分方法	「施設入所」と「在宅医療予定」の割合で按分後、さらに市町村の人口で按分	「介護施設」と「在宅医療等」を市町村毎の割合で按分
追加的需要（合計値）	788人	788人
介護施設分	498人	460人
在宅医療分等	290人	328人

(3) 数値目標（整備目標）の見直し P7～8

- ・(2)の追加的需要を反映させた整備目標は、資料4のとおり。
- ・現況値が減少傾向にある指標においては、整備目標を現実的に達成可能な値に下方修正し、増加傾向にある別の指標は上方修正するなど、各医療圏において総合的に将来需要に対応できるよう調整を行った。
- ・在宅死亡率については、追加的需要の見直し後も目標値に変動はなく、また今後もACPの必要性が高まり、自宅で最期を迎える患者が増加する傾向にあることから、現行どおりとする。

(4) 施策の方向の見直し P7

基本となる施策は現行計画から変わらないが、(3)を踏まえ、整備目標を達成するための施策について、以下のとおり方向性を見直しを行う。

「2 関係機関の連携推進」

2点目 下線部追記

切れ目のない在宅医療・介護が提供できる体制の構築に向け、24時間365日体制を維持できるような仕組みづくりに取り組む市町村や医師会等を支援するとともに、必要な情報提供や関係機関との橋渡しを行います。

「3 在宅医療の提供体制の構築」

1点目 下線部追記

訪問診療を実施する診療所・病院や訪問看護ステーションについて、特に訪問診療の将来需要の増加が多く見込まれる都市部等における施設の増加及び実施規模の拡大を推進し、小児や若年層の患者も含め、在宅医療の需要に対応していきます。

2点目 下線部追記

訪問診療を実施する診療所・病院と、後方支援を担う病床を有する医療機関との連携を深め、在宅患者の急変時に入院を含めた適切な対応が可能な体制を構築するとともに、構築した体制を地域に浸透させるための取組を進めます。